

平成 2 1 年第 6 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 1 年 6 月 8 日 (月曜日) 午前 1 0 時開議

追悼演説・黙禱

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長の諸般の報告

1) 平成 2 0 年度の経営状況及び平成 2 1 年度事業計画の報告

- ・株式会社雁の里せんなん
- ・株式会社美郷の大地
- ・千畑ヘルス観光株式会社
- ・有限会社あったか山

2) 秋田県後期高齢者医療広域連合長選挙結果の報告

第 4 町長の招集あいさつ並びに行政報告

陳情上程 (委員会付託)

第 5 陳情第 4 号 「物価に見合う年金の引き上げ」の意見書の採択を求める陳情

第 6 陳情第 5 号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択を求める陳情

第 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	深澤 均 君
9番	武藤 威 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右工門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	佐々木 敬治 君
総務課長兼 総合サービス課長	小原 正彦 君	企画財政課長	高橋 薫 君
税 務 課 長	小原 隆昇 君	会計管理者兼 出納室長	坂本 昇一 君
住民生活課長	高橋 潔 君	福祉保健課長	右谷 康一 君
農 政 課 長	照井 智則 君	商工観光交流課長	小林 宏和 君
建設課長	鈴木 隆 君	農業委員会長	渡邊 調 君
農業委員会 事務局 長	小野寺 光廣 君	教育委員長	佐藤 孝 君
教 育 長	後松 順之助 君	学 務 課 長	辻 一志 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼児教育課長	草薙 正子 君
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	深澤 克太郎	庶 務 班 長	鈴木 邦子
主 査	佐々木 直樹	兼 議 事 班 長	

開会及び開議の宣告

議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第6回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

追悼演説

議長（伊藤福章君） 初めに、去る5月27日に逝去されました故 戸沢藤一議員の哀悼の意を表し、追悼演説を行い、黙祷をささげ、改めてご冥福をお祈りいたします。議会を代表して鈴木 一君が追悼演説をいたします。鈴木 一君、登壇願います。

（1番 鈴木 一君 登壇）

1番（鈴木 一君） どうもおはようございます。

私に、長老なので、あなたが追悼演説をやれということでご指名なので、私から一言お別れの言葉を申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

追悼の言葉。

故 戸沢藤一議員の御霊に謹んで追悼の言葉を申し上げます。

盛者必衰、会者定離とは申し上げながらも、余りにも冷厳な人の世の現実直面し、筆舌に尽くしがたい深い悲しみを覚えるところでございます。あんなにも元気で縦横無尽にご活躍されていたあなたは、美郷町の山々には新緑がよみ返り、陽光きらめく百花繚乱の去る5月27日、午前5時30分、齢六十七を一期として忽然として帰らざる人となってしまわれたのであります。

本日、ここに、平成21年度第6回美郷町議会定例会が開催されるに当たり、我が志士の英姿に会いかなわぬことは、議会一同の痛恨の極みであります。

豪放快活で創造性豊かなあなたは、郷土をこよなく愛し、その発展を願って平成3年から千畑町商工会理事、千畑町土地改良区理事、仙北郡農業共済組合理事、千畑町農業委員などの要職につき、たゆみない情熱を向けて職責を遂行してこられました。その卓越した識見が認められ、数々の幅広いご活躍が広く地域住民の信望を集めるところとなり、こうした限りない衆望を担って平成12年に千畑町議会議員に当選を果たし、町村合併による美郷町誕生と

ともに美郷町議会議員に就任、合計3期、満9年2カ月にわたり地方行政に対する確固たる信念を持って町勢の進展、地方自治の発展に心血を注いでこられたところであります。

在職中は、産業建設・教育民生・総務の各常任委員に就任、その間、議会報編集正副委員長、議会運営委員長、大仙美郷環境事業組合議会議員を歴任するなど、地方自治体を取り巻く現下の厳しい諸情勢の中で、ふるさと美郷の発展を念じておられたことでしょう。

そんなあなたが、本年1月28日、身体の不調を訴え、平鹿総合病院に入院され、一旦小康を得て5月1日退院されましたが、5月15日に再入院されました。生きよう、議会に帰ろうと固く心に誓いながら一心不乱の闘病生活であったと想像いたしますが、その切なる願いも空しく、無常にも遂に帰らざる人となってしまいました。

ここで、これまでの偉大なるご功績に対し、改めて敬意と感謝を申し上げます。

あなたのご無念、ご遺族のご無念は、私たち議会一同の無念でもあります。今、追悼の言葉を述べながら、あなたの晴れやかなご尊顔が目には浮かび、美郷町の発展に対する熱意と精力的な行動が思い出されてなりません。静寂なこの議場にあなたの雄姿がないのがただただ残念でなりません。今は幽明境を異にするになった故 戸沢藤一議員の、願わくば美郷町の明るい未来を長く見守り、ご加護を賜りますよう、蕪辞を連ねて追悼の言葉といたします。安らかにさようなら。

平成21年6月8日、美郷町議会議員 鈴木 一。

議長（伊藤福章君） 続いて、1分間の黙祷を捧げます。

起立願います。

黙祷を始め。

（黙 祷）

議長（伊藤福章君） 黙祷を終わります。

着席願います。

暫時休憩いたします。

（午前10時07分）

（午前10時10分）

議長（伊藤福章君） 休憩を解き会議を再開します。

会議録署名議員の指名

議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、中村美智男君、8番、深澤 均君を指名いたします。

会期の決定

議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月8日から6月12日までの5日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月12日までの5日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について議会運営副委員長の報告を求めます。

議会運営副委員長、齊藤新一郎君、登壇願います。

（議会運営副委員長 齊藤新一郎君 登壇）

議会運営副委員長（齊藤新一郎君） おはようございます。

平成21年第6回美郷町議会定例会に当たり、6月4日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定しました。

初めに、本定例会の会期は、6月8日から6月12日までの5日間としました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日、8日は、議長の諸般の報告、町長の招集あいさつ並びに行政報告があり、陳情の審査を各常任委員会に付託する予定です。その後、一般質問を行う予定です。質問者は4名です。

9日、火曜日は休会とします。

10日、水曜日は、本会議を休会し、各常任委員会を開催し、付託されました陳情の審査を行う予定です。

11日、木曜日は、午前10時から本会議を再開し、報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告についてから、議案第55号 平成21年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号

までの議案内容の説明を行う予定です。

12日、金曜日は、午前10時から本会議を再開し、11日に説明のありました議案第48号 字の区域の変更についてから議案第55号 平成21年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号までの議案審議、その後、陳情の委員会報告を行い終了の予定です。

以上、報告いたします。

議長（伊藤福章君） ただいま議会運営副委員長から審議予定について報告がありました
が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） それでは、日程どおり審議を進めます。

諸般の報告

議長（伊藤福章君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町長より、株式会社雁の里せんなん、株式会社美郷の大地、千畑ヘルス観光株式会社、有限会社あったか山、それぞれの平成20年度の経営状況及び平成21年度事業計画を説明する書類の提出がありました。

2として、秋田県後期高齢者医療広域連合事務局長より、秋田県後期高齢者医療広域連合長選挙の結果について通知がありました。

その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

町長の招集あいさつ並びに行政報告

議長（伊藤福章君） 日程第4、町長の招集あいさつ並びに行政報告を行います。

本定例会に当たって、町長より招集あいさつ並びに行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

町長（松田知己君） おはようございます。

平成21年第6回美郷町議会定例会の開会にあたり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要を説明申し上げ、招集のあいさつをいたします。

初めに、去る5月27日に戸沢藤一議員がご逝去されました。さきの臨時議会において申し述べさせていただいておりますが、改めてここに、ご生前のご功績に深甚なる感謝を申し上げるとともに、心から敬意を表し、町を代表してご冥福を衷心よりお祈りいたします。

次に、総務課関係ですが、公共施設再編計画（案）について、4月20日から22日までの3日間、町内3地区で住民説明会を、5月15日、18日、19日の3日間、社会教育関係の施設利用団体への説明会をそれぞれ開催しております。あわせて、美郷町ホームページによるパブリックコメントの募集を4月7日から5月8日まで、ご意見はがき等による意見募集を5月15日から25日までそれぞれ行うとともに、やまびこ座談会でも説明を行い、町民の意見集約に努めたところです。町では、これらの説明会等でいただいた貴重なご意見をもとに計画案の見直しを行い、このたび「美郷町公共施設再編計画」を策定いたしました。今後、本計画に基づき公共施設の再編を着実に実施してまいります。

次に、協働参画のまちづくり事業についてですが、拠点施設となる美郷町住民活動センター「みさぼーと」を4月22日、六郷庁舎1階にオープンし、業務を開始いたしました。「みさぼーと」には、現在3人のコーディネーターが常駐し、学校支援地域本部も兼ねながら、ボランティア活動のコーディネートや町民活動の支援を行っております。5月末現在の登録団体は25団体（826人）で、個人登録は52人となっております。また、5月のボランティアコーディネート実績は2件で、いずれも学校関係からの依頼となっております。なお、6月中の行事等に対する依頼は9件となっており、今後、「みさぼーと」への団体や個人の登録推進と活用者の増加に向けて啓発を行ってまいります。

次に、平成21年度的美郷町職員採用試験についてですが、上級の一般行政職を若干名、中級の保健師を1名募集することとし、採用試験の受験案内を広報美郷及び美郷町ホームページに掲載し、6月10日から申し込みを受け付けてまいります。

次に、4月10日に役場六郷庁舎近隣の民家で発生した火災についてですが、庁舎の窓ガラスや外壁、外灯、庁舎前の観光案内看板などに類焼による被害があり、町の被害額は625万6,000円となっております。なお、修繕費については、本定例会に補正予算案を提出しております。

企画財政課関係ですが、平成17年度に策定した美郷町総合計画の前期分が今年度で終了す

ることから、平成22年度から平成26年度までの5カ年間の計画である後期基本計画を今年度策定いたします。6月下旬に美郷町総合計画審議会を開催し、7月ごろに町民アンケートを実施するなど、町民の皆様のご意見をより反映させ、美郷町の将来像「町民のだれもが住んでよかった、住みつづけたいと思えるまち」を具現化できる計画策定に取り組んでまいります。

次に、携帯電話の不感地域解消対策についてですが、現在、大台野周辺に株式会社NTTドコモの携帯電話用アンテナの建設が進められております。これにより大台野、大坂、善知鳥地区でも、6月下旬ごろからNTTドコモの携帯電話を利用することができるようになります。

税務課関係ですが、町税や使用料等の公金の未収金確保にあたり、滞納対策班による徴収を行っているところですが、3月末時点での徴収訪問日数は延べ694日、徴収金額は現年度分と滞納繰越分を合わせて1,673件分で2,243万8,128円の実績となっております。今後も税負担の公平性や財源確保のため、未収金の確保にさらに努めてまいります。

住民生活課関係ですが、定額給付金の給付状況について、3月30日から6回にわたり給付を行っております。5月末現在、6,606世帯に総額3億4,942万4,000円を給付しており、給付件数は対象世帯全体の96.5%となっております。今後、申請期限である9月17日まで、まだ申請していない方に個別にご案内をして、対象者全員に給付が行えるように努めてまいります。

福祉保健課関係ですが、新型インフルエンザに関して、4月28日にWHOの警戒レベルが人から人への感染を認める「フェーズ4」に引き上げられたことを受け、町では同日午後、町の行動計画に基づき、町長を本部長とする「新型インフルエンザ災害対策本部」を設置しました。

対策本部ではこれまで、相談窓口である発熱相談センターにおける電話相談の実施、広報美郷や美郷町ホームページといった広報媒体を通じた注意喚起など、現段階で考えられる必要な対応を行うとともに、保健所や圏域内の自治体、医療関係者等との協力体制の構築にも努めてまいりました。

現在、国内で感染が増加しておりますが、県内で感染者が発生した場合や圏域内で感染者が拡大した場合など、各段階における具体的な対策についても既に検討しているところであり、今後、各局面に応じた必要な措置を講じてまいります。

次に、子育て応援特別手当についてですが、5月末現在、対象となる児童233人のうち97%に当たる226人分について既に支給を終えております。今後も、受付締切日である9月18日まで、再通知や電話等により申請を促し、対象者全員に支給が行えるように努めてまいります。

次に、国民健康保険特別会計についてですが、税負担の緩和を図るべく当初予算において財政調整基金より5,000万円の繰入措置をしたところでありましたが、今回さらに平成20年度からの繰越金1億1,000万円を充当することとしました。また、医療費が平成21年度において3.5%の増加が見込まれることと、平成20年度から始まった後期高齢者医療に対する支援金の算定基礎となる加入者1人当たりの負担金が13.3%伸びていることなどの事情により、本定例会に税率改正に係る関係議案を提出しております。本町の国民健康保険を取り巻く状況にご理解いただき、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

農政課関係ですが、平成21年度の米の生産調整対策は、生産目標数量配分率67.56%、転作目標面積1,921.6ヘクタールで、農業協同組合・主食集荷業者に情報提供し、全町一律配分により、農家の皆様にご協力をお願いしております。4月30日までに農家から水稻生産実施計画書（確認野帳）の提出をいただき、現在集計作業を進めております。転作の第一次現地確認は6月12日から26日までとし、関係機関の協力を得て作業に入ります。

加工用米については348.8ヘクタールの申し込みがあり、昨年より134.7ヘクタールと大幅に増加しております。

新規需要米については、ホールクロップサイレージ稲29.6ヘクタールのほか、新たに米粉用米2.2ヘクタール、飼料用米3.0ヘクタール、輸出用米1ヘクタールで、合計35.8ヘクタールの取り組みとなっております。

次に、水田最大活用推進緊急対策交付金についてですが、3月31日に開催された美郷町水田農業推進協議会の決定を受け、平成20年度主食用出納作付面積等に応じて、5月15日までに交付金の支払い事務を完了しております。

次に、うりこめ美郷応援事業についてですが、4月30日と5月1日に大田区の美郷米販売店25店舗と米卸業者、大田区浴場組合等を訪問して、販促活動や今後の販売協力をお願いするとともに、6月下旬に実施予定の産地訪問ツアーへの参加の呼びかけを行っております。また、6月2日には、金沢小学校の児童にお手伝いをお願いし、道の駅雁の里せんなんの西側に隣接する水田60アールに、美郷米のPRのための田園看板となる田植え作業を実施しております。

次に、昨年4月から稼働している美郷町堆肥センターについてですが、3月下旬から美郷米作付の42.8ヘクタールにおいて堆肥散布を実施するとともに、園芸作物等への供給を開始し、4月末までに2,433立方メートルの供給実績となっております。農家の皆様には安全で優良な堆肥として好評を得ております。

次に、5月18日早朝からの強風被害についてですが、町内の水稻育苗パイプハウス14棟のビニールが破損する被害が発生しておりますが、苗には特に被害はありませんでした。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてですが、町内38組織のさまざまな事業活動に対して、国と町の交付予定金額の70%が4月30日に交付され、現地指導により円滑に事業が進められております。

商工観光交流課関係ですが、千畑工業団地の空き工場について、工場所有者の秋田三和化成株式会社と4月30日、建物売買価格800万円で契約を締結しております。町では、低迷する雇用環境への対処、改善を踏まえ早急に企業誘致を実現するため、秋田県産業経済労働部や秋田県東京事務所等へ働きかけを行っているところですが、今後さらに秋田県誘致企業推進協議会との連携強化や立地条件等の情報提供活動を行ってまいります。

次に、地販地消の推進についてですが、地元消費購買率向上のため町が支援するプレミアム付き商品券を4月1日から発売し、4月中旬までに1,000セットを完売したとの報告を美郷町商品券振興会より受けております。地販地消推進のためには、町内各種団体の自主的な取り組みが大いに期待される所であり、町としましても今後もこうした事業等が継続されるよう推進してまいります。

次に、交流プロジェクトについてですが、大田区子どもガーデンパーティーが4月26日、東京都大田区の多摩川緑地区民広場で開かれ、町内の小学6年生19人が参加しております。

また、5月8日には東京都浴場組合大田支部例会に参加し、会員61事業主へ美郷産品のプレゼンテーションを行ってまいりました。これは、うりこめ美郷応援事業の一環として昨年11月から活動を続けてきたものですが、ことし2月からは大田支部長のご好意により「美郷町プチ特産品コーナー」を浴場内に設置し、炭酸飲料や漬物の販売がなされているとともに、5浴場からも美郷米や美郷産品の注文が寄せられているところです。

次に、ふるさと会についてですが、第22回美郷町仙南ふるさと会交流の集いが5月17日、会員76名の参加のもと東京都内で開催されております。

建設課関係ですが、5月末の発注状況について、道路維持工事として町内一円の舗装補修

工事 3 件を1,119万3,000円で発注しております。

舗装工事関係では、寺村 2 号線ほか 6 路線を756万円で、その他工事として雷電川原線防護柵工事ほか 4 件を515万9,000円で発注しております。

業務委託関係では、公園等施設管理業務委託として10件を2,820万4,000円で発注しております。

上下水道関係では、下水道施設及び農業集落排水施設保守点検、管理委託業務として 9 件を1,195万7,000円で発注しております。また、簡易水道及び集落排水施設の水質検査委託業務 2 件を1,063万6,000円で発注しております。

今後とも早期発注と円滑な業務推進に努めてまいります。

学務課関係ですが、美郷町学校再編計画（案）については、4月13日から4月28日にかけて町内各学校のPTAの開催時に、保護者を対象に説明会を開催しております。説明会では、スクールバスの運行など再編後の学校生活についての質問が寄せられましたので、運行範囲や運行経路などについては、今後保護者の皆様のご意見も参考に検討してまいります。また、こうしたことを踏まえて、このたび「美郷町学校再編計画」を策定したところです。

次に、美郷町教育を考える会についてですが、第1回の会合が5月8日に開催され、教職員約200人が参加し、学力向上実践研究推進事業の取り組みなどについて意見交換を行っております。

この会は、各学校が一体感を持って取り組むことで、美郷町の学校教育を学校現場から活性化させ、次代を担う子どもたちを健やかに育もうと、美郷町校長会が主体となり、美郷町内の認定こども園、小学校、中学校の教職員で組織するもので、昨年、町教育委員会の主催により開催した「教育懇談会」の趣旨を引き継ぎ、今年度発足したものです。教職員による自主的、自立的な取り組みとして、町としてもできる限りの支援を行っていくとともに、今後の活動成果に大いに期待しております。

次に、仙台フィルハーモニー管弦楽団員による「スクールコンサート」を5月12日、東北電力のご協力をいただき、仙南公民館で開催いたしました。これは、町内学校交流事業の一つである「ドリーム体験！ほんもの講座」として、町内の小学校6年生及び中学校1年生376人を対象に、プロのオーケストラメンバーによる生の演奏を堪能いたしました。また、会場の準備や入場整理、受付などに、みさぼーたーの皆さんのご協力をいただいております。

社会教育課関係ですが、美郷町土崎出身で日展などでご活躍されている日本画家の高橋清

見氏から、5月中旬に絵画14作品の寄贈申請がありました。高橋氏の作品を後世に受け継ぐとともに、本町の芸術文化の振興に役立たせてまいります。

次に、社会体育施設的环境整備事業についてですが、プールパークせんなん塗装工事を152万2,500円で、六郷体育館消火栓配管改修工事を333万9,000円で、5月にそれぞれ発注しております。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第1号及び報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてですが、平成20年度美郷町一般会計補正予算及び平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正予算の中の繰越明許費について、ご報告するものです。

報告第3号 継続費繰越計算書の報告についてですが、平成20年度美郷町一般会計補正予算の中の継続費について、ご報告するものです。

議案第48号 字の区域の変更についてですが、県営経営体育成基盤整備事業の施行に伴い、整理後の区画に合わせて字界を変更したく、お諮りするものです。

議案第49号 美郷町監査委員条例の一部改正についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い改正する必要性が生じたため、お諮りするものです。

議案第50号 美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてですが、人事行政の運営等の状況の公表の方法を変更したく、お諮りするものです。

議案第51号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてですが、国民健康保険税の税率を改正したく、お諮りするものです。

議案第52号 美郷町国民健康保険条例の一部改正についてですが、健康保険法施行令の一部改正に伴い、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金の額について改正したく、お諮りするものです。

議案第53号 平成21年度美郷町一般会計補正予算第4号についてですが、公共施設再編に伴う施設の改修、増築及び解体に係る設計業務委託料、国からの内示による七滝地区テレビ共同受診施設整備に係る補助金の増額、戸籍システム更新等の委託料、新規需要米の生産拡大を促進するための新規需要米支援事業費補助金、六郷中学校増築に係る設計業務委託料等、並びに庁舎等の耐震診断業務委託料の追加等に伴う歳入歳出予算の増額について、お諮りするものです。

議案第54号 平成21年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてですが、レ

セプト点検業務用パソコン等の購入に要する経費の追加、後期高齢者支援金の増額等に伴う歳入歳出予算の増額について、お諮りするものです。

議案第55号 平成21年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてですが、野荒町地区管渠布設替工事の追加に伴う歳入歳出予算の増額について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては、各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

陳情第4号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 次に、日程第5、陳情第4号 「物価に見合う年金の引き上げ」の意見書の採択を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、陳情第4号については、教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

陳情第5号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第6、陳情第5号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、陳情第5号については、教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

一般質問

議長（伊藤福章君） 次に、日程第7、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

森元淑雄君

議長（伊藤福章君） 11番、森元淑雄君の一般質問を許可いたします。森元淑雄君、登壇願います。

（11番 森元淑雄君 登壇）

11番（森元淑雄君） まず初めに、私どもの同僚でありました戸沢藤一議員を思い出して、追悼の言葉を述べます。

この6月定例会を一番心待ちをしていたのが、私の隣の議席の戸沢議員でありました。戸沢議員とは、旧千畑町時代よりの同期であり、仲間であり、そして大先輩でもありました。

戸沢議員は、議会運営委員長として議会の改革に取り組み、そしてそれをなし遂げ、今度はその改革の本丸とでも言うべき公共施設の再編や学校の統合に着手しようとした矢先に、突然病に倒れ、天に召されてしまいました。本当に残念で無念でなりません。大変悲しいです。

私は、あなたの改革に対する意思を忘れずに、その気持ちをのせまして一般質問をいたします。

最初に、校舎施設の有効活用についてであります。

学校統合による校舎施設の有効活用については、教育諸機関のみによる検討ではなく、地域との協議も踏まえて有効な活用方法を見出すことが大切であると認識しております。

これまで学舎として活用されてきた施設は、児童生徒の心のよりどころとしてだけでなく、地域住民にとっても交流活動の場としても有効に活用できる町の財産であることは言うまでもありません。

そこで、地域活性化の点から考えても、町内外の人々との交流の場の拠点としても有効利用することが肝要であると考えておりますが、検討委員会等の設置を含む具体的な方向性について、次の2点に関しての考え方を伺います。

一つ目は、委員会開催の予定時期がいつごろになるのかということ。

二つ目は、検討会を開催する際の委員会の構成員はどのような考えのもとで選任するつもりなのかについてであります。

現段階での町のご見解をお伺いいたします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

教育長（後松順之助君） 学校統合と今後の施設活用に関するご質問にお答えします。

第1点の再編後、使用しなくなる校舎の活用についてであります。計画では、学校再編により平成25年度には町内で小学校3校、中学校1校となり、現在の小学校5校、中学校1校が空き校舎になります。

学校施設は国庫補助金など多額の公的資金により整備された施設であり、補助目的以外の活用については公金の適正な執行の観点から慎重な対応が必要となります。今後、地域の状況をも勘案し、状況に応じて有効に活用していくことが望ましいと考えております。

手続としましては、関係法律・法令や文部科学省の通知に従いながら、補助金返還が生じない方向で財産処分手続を進めた上で、現在の教育委員会管轄の教育財産から町管轄の普通財産としてその活用方策を検討していくこととなります。

ご質問の検討委員会等の見通しについてであります。まずは学校再編に伴う諸課題に対応するために、美郷町学校再編計画にありますスケジュールに従って、当該校ごとの準備委員会を立ち上げ、再編の最大目的である教育環境を整えるための準備作業を進めてまいります。

再編後の空き教室等の施設については、庁舎内に空き施設の適正かつ有効利活用を検討するための検討委員会を設置し、さきに申しました関係法律・法令への対応や他の先行実践地域の事例収集・検討等の作業を進めてまいります。

こうした町の基本ラインが見えた時点で、当該学校関係者や地域住民等のご意見をいただくための委員会を設置するなどしてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（伊藤福章君） 11番、森元淑雄、再質問を許可します。

11番（森元淑雄君） これにつきましては、再質問というよりも、町の基本ラインが見えましたときには、廃校施設につきましては、教育分野だけで検討するのではなく、地域振興の観点から検討してもらいたいというふうに思っております。地域住民の意見や意向をくまなく伺って、よりよいアイデアを出し合いながらつくってってもらいたいと、そのように思っております。

次に、中学校部活動の施設についてです。

私たち人間にとって、スポーツは明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や心身の健全な発展に必要な不可欠なものであります。特に小学生のスポーツ少年団活動や中学生の部活動におけるスポ

ーツ活動は、生涯にわたってスポーツに親しむための基礎を養う大切な時期であると考えます。適切な指導のためには、優秀な指導者の確保や地域人材の登用が大切であることはもちろんであります。何よりもよりよい活動環境の整備が重要であると認識しております。学校の統合により、それぞれの部でこれまでの人数よりも増加することは容易に予想できますが、今後町の財政的な面とあわせて、適切な練習の場の確保や既存施設の有効活用について、次の何点かについてお伺いします。

一つ目、人数に対する十分な活動場所が確保できるのかどうか。

二つ目として、生徒が活動場所へ移動する手段については、安全面での配慮も含めてであります。

三つ目、現存施設を各種の公式大会等が開催できる施設への転用の考えはあるのかどうか。

以上の課題についてはどのようにとらえていくつもりなのか、お伺いいたします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

教育長（後松順之助君） 次に、再編後の中学校における部活動の活動環境についてですが、平成24年度の再編時には、生徒数534名の学校が誕生する予定です。当然のことながら、生徒数に応じた部活動に要する施設スペースが必要になります。

教育委員会としましては、翌22年度から統合中学校校舎の増築工事では教室等に複数の特別教室を増築し、授業はもちろん文化部活動に支障を来すことのないように配慮するとともに、23年度には運動部、特に屋外で活動する運動部のための施設設備も含めて外構工事を行う予定です。その際、再編後の入部状況によっては、安全確保を考慮しつつ、移動手段等について検討した上で、町内にある社会体育施設や空き校舎の運動施設の活用をも検討していく必要があると考えております。現在でも美郷町の各中学校の運動部、文化部の活動は活発ですが、学校再編により、さらなる活発化が期待されますので、現存施設の活用を中心に環境整備に努めてまいりたいと考えております。

議長（伊藤福章君） 11番、森元淑雄君。

11番（森元淑雄君） さきの春季大会では、六中男子バスケット部が全県出場どころか全県優勝するなど華々しい大活躍をされましたことは、この上ない喜びと感じております。

そういう意味においても、統合時には全部活には全県出場を果たしてほしいものと思っておりますが、それには何といたっても、保護者はもちろんのことではありますが、美郷町体育協会の協力

が何よりも必要ではないかというふうに思っておりますが、この点はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

教育長（後松順之助君） 議員ご指摘のことは、一々ごもっともなことで心得ております。

町の体育協会ではありますが、この春から会長がかわりまして、新組織になりました。これを契機に、従前より、より濃密な関係あるいは親密な関係で、子どもたちの健全育成のためにご協力あるいは連携プレーを心がけてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（伊藤福章君） 11番、森元淑雄君。

11番（森元淑雄君） 以上で終わります。

議長（伊藤福章君） これで11番、森元淑雄君の一般質問を終わります。

これにて10分間休憩します。

（午前10時52分）

（午前11時02分）

議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

武藤 威 君

議長（伊藤福章君） 次に、9番、武藤 威君の一般質問を許可いたします。武藤 威君、登壇願います。

（9番 武藤 威君 登壇）

9番（武藤 威君） 9番、武藤です。

私も、農業委員をやっておりまして、そのいつときですけれども、戸沢議員には大変お世話、お世話というより迷惑かけたことだらけで、本当に悲しい限りでございますけれども。

また、現在の農業委員会長の渡邊会長とも確か6期か7期一緒にやらせていただいておりますので、私の気持ちはよくわかると思いますので、いい答弁というよりはお答えいただけるものと考えております。

そういう中で、立正大学の名誉教授の富山先生という方が「水と緑と土」という1974年に出版された本をちらっと見ました。そうしたら、「農業は単なる食料の工場ではありません。食料をつ

くる過程で水や大気を養い、環境に重要な役割を果たしています」云々と書かれておりました。なるほどなと思っておりましたし、今、農地・水・環境保全対策等の名のもとで、政府も農地・水・環境保全は農業の多面的機能だとうたっておるわけでございます。私もようやく理解されてきたなと喜んでおりました。しかしながら、今、そんな私の立場から見れば、この農地法の改定案ですけれども、農業から土地を取り上げると、切り離して扱おうとする今回の農地法の改正は、まさに逆行しておるわけでございます。政府みずから農業の多面的機能を否定しようとしているとしか考えられないわけでございます。

また、非常にわかりやすい新聞の記事を見たことがございますけれども、その見出しに「今度はお百姓さんが派遣労働者に」と大きな見出しで書かれておりましたけれども、例えば一人の大企業の方が東京あたりで、都会で電話1本で采配をふるい、現地では労働者をかき集めて耕作すればいい。例えば4号線と言えば、東京あたりから宇都宮、小山、福島、岩手、秋田、青森と順々に大型機械で田んぼを大きくして、田んぼをぶって、返って、代かきして田植えして、最後はあちから稲を刈ってくる。そういう姿がほうふつされると。いわゆる農業の工業化への道になるのではないかなと、未恐ろしいのではないかなと。これは実は先ほど会長と長年一緒にやったということを言いましたけれども、確か私の三、四期ごろからこういうことが出始めました。しかしながらやはり問題があり過ぎるということでもなくなりましたけれども、しかしながら今回はただごとでない、やっぱり国会で騒いでいる。ただごとではないということで私、とうとう一般質問に立ったわけでございますけれども。

農民が食料を生産する過程で、やはり山を育て、水を養い、水路を守り、国土の保全、文化の守りにかけがえのない役割を果たしてきたはずでございますけれども、これはなぜできたということは、やはり我々農民の生活と農地とが一体になっているからこそできたわけでございます。例えば不作が続いたとしても、また低米価、また米づくりの時給が1時間179円の時でも、おいしい米をつくろうと頑張れるのは、やはり親から伝わってきた、受け継がれた土地、私の土地だからと歯を食いしばって農地を守ってきたわけでございます。そんなふうにしてそれぞれの地域でやはりそこに住み、自分の土地を耕す、零細と言えども、小さな農家たちの共同体によってきょうまで支えられてきたわけでございます。これがもし株式会社だったらどうなるか。株主だったら赤字が続いたら黙っていないと思うわけです。やはり農業の工場閉鎖、派遣切り、首切りという形になっていくのではないかなと思うわけでございます。

やはり我々の生活の原点の守りは、地産地主義であり、その守り手はやはりそれぞれ隅々に住

む私たち農民の固まり、共同体だと考えるわけでございます。自給率を上げるというなら、そうした農家こそ支援すべきだと私はいつも思っておるわけでございます。大きいことはいいことだという発想自体、これは時代おくれではないかなとさえ思うわけでございます。

ところで今、農地法の改正案が先ほどから言いましたけれども国会で審議されておるわけでございますけれども、農地法の目的まで見直して、農地の貸し借りを全面自由化すると、企業の農業参入に大きく道を開く、1952年に農地法が制定されたわけでございますけれども、それ以来の大転換だと思ふわけでございます。この法案が家族経営中心の農業を解体し、食料の自給率向上や環境の保全など重大な障害を持ち込むものとして私も1農民として強い怒り、この案はやはりやめた方がいい、廃案しかないなとさえ私は感じておるわけでございます。

第一、農地は耕作者のものという原則を放棄して農地は守れるはずはないと思います。改正案の最大の問題は、農地法の根幹である農地は耕作者のもの、耕作者主義が原則、これをぶっ壊してしまう、解体してしまうというのが一番問題なのではないかなと。やはりみずから農作業に従事する者のみに農地に関する権利を認めるこの原則は、農家が安心して営農に取り組める基盤となり、農営企業による農地の投機や買い占め、農地の多用途転用に対する防波堤の役割を果たしてきたはずでございますけれども、また戦後、民主主義の原点の一つであった農地改革を具体化し、農業と農村社会の安定の土台となってきたはずでございます。

改正案は、第1条の目的から、耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護し、地位の安定云々を図ると、いわゆるこれを外してしまうということでございます。これを外して、農地を効率的に利用する者、権利の取得の促進に置きかえているわけでございます。いわゆる「耕作者」という文言を削除してしまっている。いわゆる耕作者の権利を重視する法制度から、効率的な利用が図られれば農外企業でもだれでもという考え方への転換だとさえ思えてならないわけでございます。

今日、農地には、食料生産の基盤であるとともに、環境や国土の保全、住民の暮らしや就業の場の確保、伝統や文化をはぐくむ地域の共有財産としての役割も強く今求められておるわけでございます。そうした多面的な役割を担う上でも最もふさわしいのが、先ほどから何回も言いましたけれども、この耕作者主義が原則だと考えられるわけでございます。やはり今一生懸命やっているこの案は何と考へてもこうした私たちの時代の要請に逆行するものではないかと思ふわけでございます。

やはりこうした中で、もしこれが通ったらと、これはもちろん国で決めるわけですが、

こういう隅々と言っては悪いですが美郷町からも発想を発信していかなければ、これは美郷の将来、今一生懸命まちづくりに励んでいる、学校統合の今話し合いありましたけれども、学校初め公共事業等をやろうとしている矢先に、こういう問題が出てきたら大変なことになる。やはりそういう問題でも町長からも、農業の再建とでもいいますか、一番先頭になっている町長からも基幹産業の農業を守るという気持ちの言葉をひとついただきたいもんだなと。

とともに、農業委員会会長からも伺いたいと思いますけれども、我々にも責任ございますけれども、やはりこの基幹産業の農業を守るために農業委員会は一生懸命頑張っております、会長を先頭に。ただ、弱体化とでもいいますか、弱体化というより、定数は削減されるだろうし、その地域に農業委員はいなくなるだろうし、給与は少ないだろうし、大変な時代でございます。それでも歯を食いしばって頑張っている農業委員の人たちには本当に敬意を表したいと思いますけれども。

ところで、秋田県種苗交換会が毎年行われておりますけれども、その際に農業委員大会があるわけでございます。昨年12月に開催された第52回秋田県農業委員大会では、不耕作目的で所有権及び利用権の取得を排除する権利移動規制は引き続き堅持すること、また、一般企業の農地取得について断固認めないことを求めた大会議案を採択しております。これは私も農業委員会在籍、やっている時代にもこういうものが出されたことがございますけれども、恐らく今こういう時代ですので、農業委員会でもそういうことをいろいろと議論などしておると思います。会長から一言お願いしたいわけでございます。例えば秋田県の会長、二田さんに電話かけてやったとか、意見書を出してやって国会へ届けてくれと言ったとか、県出身の国会議員に頼んだとか、全国に言ってやったとか、何かあると思いますので、その辺をお聞きしたいと思います。以上です。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

町長（松田知己君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、国会で議論されております農地法の改正案については、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の見直し等によりその確保を図るとともに、農地の貸借についての規制を見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等により、その有効利用を促進することを趣旨にしていると伺っております。具体的には、農地法の目的を所有の観点から効率的な利用を促進する考え方に改めるとともに、農地転用や農地の権利移動規制の見直しを図るほか、遊休農地対策を強化するなどの改正案内容となっているとのことです。

議員ご指摘のとおり懸念が生ずる見方もあるわけですが、一方で、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれがある場合には、農業委員会は許可しないとの要件を新たに設けるなど、農業委員会のチェックを通じて地域農業の取り組みを阻害するような権利取得を排除する規定が盛り込まれております。また、農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件を契約に付させるほか、契約による貸借の解除がなされない場合には許可を取り消すことの規定も含んでいる内容となっております。したがって、法の趣旨を遵守させる規制を維持しつつ、さらに農地の有効活用を促進していく改正と認識しておりましたが、今般の国会審議の過程において、議員もおっしゃいましたが、第1条の法の目的部分の文言修正や耕作者の定義・解釈について議論中と伺っており、法の根幹に係る部分の修正議論中の法案について現段階で私の見解を述べるのは尚早と存じますので、差し控えたいと思います。

いずれどういう法改正になりましても、美郷町におきましては、個別経営体や組織経営体を問わず、みずからの経営選択のもとで、それぞれが農地をフルに使い切り、農業として成り立つ経営を実現していくとともに、先祖代々受け継がれた農地と豊かな水、田園風景を守り続けていくことが何より肝要と存じますので、一義的には今後とも地域の担い手に農地の利用集積を進めるとともに、農地の適正な維持や効率的かつ安定的な農業経営体の確保、育成に努めていくことが大切ではないかと考えております。以上です。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。農業委員長、登壇願います。

（農業委員長 渡邊 調君 登壇）

農業委員長（渡邊 調君） それでは、先ほどの武藤議員のご質問にお答えいたします。

最初の不耕作目的で所有権及び利用権の取得を排除する権利移動規制は引き続き堅持することについてのご質問についてですが、従来から、農地の権利取得した者にとっては、権利の移動、設定のいずれの場合であっても、農地の農業生産を通じて適正、効率的に利用する責務が課せられると規定されております。不耕作地・耕作放棄地を未然に防ぐためにも、次のことに留意しながら農地の有効利活用に努力してまいりたいと考えているところであります。

最初に、権利の移動、設定する場合においては、農業委員会が許可する際の要件として、地域における家族農業経営や担い手育成などを考慮しながら、当町の肥沃な農地保全のためにも、確実な農地の適正利用をより一層促してまいりたいと考えております。また、農業委員会の日常活動にあります農地パトロールを通じて、許可後においても耕作を行っていないなど不適切な利用

形態が判明した場合は、許可を取り消すなどの厳正な措置を講じることといたします。

次に、現在、国会で審議されている農地法改正案の一般企業等の農地取得など、いわゆる農業参入につきましては、措置勧告などを政令・省令に盛り込むよう、全国農業委員会会長会、全国農業会議所を通して政府、国関係機関へ提案・要請しているところであります。

美郷町農業委員会といたしましては、現場から農業行政を推進していく上で、懸念される具体的な課題、諸問題に真摯に取り組み、秋田県農業会議を通して可能な限り意見や提案を政策反映できるよう鋭意努力してまいり所存であります。

ということで、武藤議員は何か納得しないようですが、最後の質問にお答えいたします。

先ほどお話がありました全県会長会の後に12月の初めごろですか、全国会長会議がございまして、それに伴いまして秋田県の県選出議員に、県北・中央・県南と分かれまして文書とそれから口頭で丁重にお願い申し上げました。これはもう真剣な気持ちで先生方も聞いてくれましたし、私どももお願いしてまいりましたことをつけ加えまして報告申し上げまして、終わりいたします。

議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。9番、武藤 威君の再質問を許可いたします。

9番（武藤 威君） 再質問はありませんけれども、町長の考え、ああ、さすがだなと思いました。また、農業委員長も、いや私のやっている時分とずっと受け継いできているなど、私と同感だなと思っておりますので、再質問はありませんけれども、まだ時間が少し私の持ち分あるようですので、このうちの3分の1ぐらいいただいて。余りにも、私ほんの一部言っただけですけども、まだまだあるわけです。それで一言だけ、わかっていると思いますけれども、述べて終わりたいと思いますけれども。

今回自由化するのは農地の貸し借りに限り、所有権については従来どおりということに維持するというようにしておりますけれども、確かに農地の権利移転の要件を定めた第3条には、農作業に常時従事する者以外には許可しないという規定だけは残しております。しかし、先ほどから言いましたけれども、その根拠となる第1条の理念を放棄して、やはり個別状況でいつまでも維持できるものかどうかと私疑問に思うわけでございます。やっぱり、何回も同じことを言いますけれども、第1条で、農地は耕作者みずから所有が最も適当とする規定を削除した、これがやはりだれでも所有してもよいということにつながりかねないのではないかなという議論になるのは必至なわけでございます。さらには、貸付農地、小作地の所有を制限する規定を廃止すると大変なことになる。地主的な農地所有や貸し出し目的による農地取得も自由となりかねないと私は考

えるわけでございます。そうした改正案は、農地の利用権にとどまらず、今度は所有権に自由化の道を開くという結果に思えてならないわけでございます。所有権の自由化に連動するのは必至だと思うわけでございます。

さらに困ったのは、今改正案は標準小作料の制度を廃止するとしております。ここの農業委員会でも地域の実態に即して定められる標準小作料は、借地料の目安として今99%これによって相対で貸す人、借りる人がうまくいっているわけでございます。高く評価されて今やっておるわけでございますけれども、やはりもしそれが廃止とでもなったら、農外企業がより高い借地料で農地を集める、いわゆる先ほどの工業化に走っていってしまうのが可能になるのではないかなと。

それから、賃貸借、20代の人が借りれば、今まで20年間だったのが、今度は50年間です。一生に1回やれば、もうできると、延長しちゃうと、賃貸借期間。どれをとってみても、利用重視と言いながら、農地を借りて我々営まれている農業の実態や関係者の要求を矛盾するという結果などなど、たくさん問題ありますので、町初め、農業委員会初め、私たちもですけれども、協力し合いながら、この案はまずこのままでは相当のいい修正案が出てこなければ我々農民は納得しないのではないかなと思うところから、それぞれの分野でお互いに頑張りましょう。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、9番、武藤 威君の一般質問を終わります。

深 澤 均 君

議長（伊藤福章君） 次に、8番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（8番 深澤 均君 登壇）

8番（深澤 均君） まず初めに、戸沢議員のご逝去に伴って、心からご冥福をお祈り申し上げます。

続きまして、通告に従いまして質問させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

一つ目は、美郷町老人福祉計画についてでございます。

先ほど大曲仙北広域市町村圏組合の介護保険事業計画との整合性を図った形でアンケート調査の結果なども加えてその計画が示されたところであります。人口が減少していく中、高齢者だけが増加していく現状、介護サービスの質の確保や行政支援のあり方が今後の課題と思われれます。今年度からは介護保険料、そして報酬ともアップし、利用者家庭にとっては今の経済状況とあわせて負担が増加している現状にあります。そんな中、あちらこちらから聞こえてくるのが、「何し

ておれの家さはおしめねえのよ」あるいは「要介護４・５に限らず必要とする方に広く支援してほしい」という声であります。そこで、要介護２・３まで介護用品などの支援を拡充できないかお伺いをしたいと思います。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、美郷町においては、寝たきりや認知症の高齢者の方を常時在宅において介護している家族などに対して、紙おむつや尿とりパットといった介護用品を給付し、在宅福祉の向上を図ることを目的とした美郷町介護用品給付事業を実施しております。この事業により介護用品の給付対象となりますのは、議員ご指摘のとおり排尿や排便に係る介護の必要性が非常に高く、在宅での介護に困難が予想される、介護保険法に規定する要介護認定により要介護４または５といった、いわゆる重度者と判定された方などとしております。

大曲仙北広域市町村圏組合を構成する大仙市及び仙北市においても、要介護４及び５の方を在宅で介護する家族に介護用品を給付する同様の事業を実施しておりますが、両市においては要介護度や在宅といった条件のほか、住民税非課税など所得要件を設けているのに対し、美郷町では住民税が課税されている方も給付対象としており、また、要介護４及び５の方に加え、特別障害児童福祉手当を受給している方をも給付対象としているため、両市に比べより広い範囲の方が給付を受けられる仕組みとなっております。具体的には、平成20年度の当該給付事業の給付実績を見た場合、美郷町では２カ月に１度の給付を行っており、給付１回当たりの人数平均152人のうち、町民税非課税者は21人、課税者は131人となっております。仮に大曲仙北広域市町村圏組合の構成市と同様な所得要件、例えば町民税非課税者のみを対象とする条件にした場合、131人の方が給付対象から外れることとなります。このように既に大曲仙北広域市町村圏組合の構成市よりも給付対象の範囲が広がっていることから、給付対象者を現行の要介護４または５から要介護２や３の方にまで拡充することについては、現在のところ考えておりません。

しかし、引き続き介護保険制度の動きや近隣自治体の状況などは十分に注視してまいりますので、その状況変化等を踏まえながら制度見直しを含めた対応については適切に判断してまいりたいと存じます。以上です。

議長（伊藤福章君） ８番、深澤 均君。

８番（深澤 均君） ここにあるのは、せんだって配付されました大曲仙北広域市町村圏組合の

介護保険事業計画でありますけれども、美郷町の老人福祉計画もこれに沿った形で行われているということでありました。その中で、46ページですけれども、「介護を行う上で困っていること」というアンケートがございます。1番には「介護の精神的負担が大きい」、2番目が「利用料の負担が大きい」ということで、それにこたえた形の支援事業をしているわけですけれども、その下に介護区分ごとのアンケートも載せられております。それは、利用料の負担が大きいと感ずる方でございますけれども、要介護3が31.2%、要介護4が33.3%、要介護5が27.7%ということで、必ずしもその利用負担を重く感ずる方と要介護の度数とイイますか、それとは一致していないという現状にあります。私も20年ほど両親を介護して、いささか経験があるわけですけれども、例えば食事ときの介護の状況を思い出しますと、要介護3・4の方は、その介護状況にもよりますけれども、その介護者の状態に応じてスプーンなり食器なり、スプーンは握力が弱ければ握りの大きいものとか口先に持っていくときに変化するものとか、それから食器でいえば自分で食べられるように滑りどめのついた物を準備するとか、いろいろ準備しなければならない状況にあります。介護度5になりますと、ほとんどもう介護者が食事を世話するというようなことで、ほとんど一般的なもので済むわけでありまして、そこら辺が今の経済的負担を軽減するという目的からすると、ちょっと町の思いと現場との認識のずれがあるのではないかなと思ってございます。そういうことで、その辺のところ、経済的負担を軽減する目的であれば、介護度ではなくて別の検討の仕方もあるのではないかなと思ってございますけれども、町長のお考えをお伺いいたします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

介護保険の制度に従って要介護度を判定し、その要介護度の状況に応じてサービスを提供するというものが介護保険の本旨でありますので、深澤議員がおっしゃった経済的負担の軽減というのは、介護保険の必要なサービスを必要な方に供給するという観点とまた別次元の議論であろうというふうに思います。

現在、要介護4並びに5の方に支給している事業については、任意事業として介護保険の中で対応しているわけですが、拡大するとした場合、介護保険で対応するとすれば、保険料に反映されていくこととなります。また、町としては、先ほど申しましたとおり、町単独事業として広げている部分では、他市に比べて格段と広くその対象を拾い上げているということで、ぜひご理解いただきたいと思います。

議長（伊藤福章君） 8番、深澤 均君。

8番（深澤 均君） 同じく、介護保険、この冊子にあるわけですがけれども、ここの中に「介護サービス事業者の現状」という報告がなされてございます。平成19年度総事業収支については、「やや赤字」または「大幅な赤字だった」と答えた事業者が4割を超えているということで、厳しい経営状況が伺えることから、多くの事業者で効率的な運営が必要であるというふうに述べられてございますが、効率的な運用という面で極端な言い方をしてみますと、少ない人数で多くの介護者を抱えるのが一番効率的な状況なわけでありますので、いささか何ていうか、そういう意味ではないにしても心に引っかかるものがあるわけですが、そういう中で、ちまたに伝え聞くところによりますと、問題行動が限度を越している方が入所の退所をお願いされるというようなケースもあると聞いております。その家族によりますと非常に困った事態でありまして、なかなか次の受け手が見つからないというような事態も発生しているようでございまして、本当に町長とてこれを一気に解決する方策はないと思いますけれども、その点について今の保険者の一人として現状を、これからの介護に関する見通しみたいなものをお伺いできればと思います。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

町長（松田知己君） ただいま議員の方からご紹介ありました問題行動を起こす者に対して退所というふうな話があるということについては、非常に実務的な話でありますので、担当課長の方に説明させます。

その上で、今後の介護の見通しということですが、介護保険は計画を3年ごとに見直すことになっております。その3年間の中で情勢の変化に応じ適切に対処できるような計画を次期計画に盛り込むという趣旨でありますので、深澤議員がご心配されていることも含めて次期計画の中で拾い上げられるものは拾い上げていく。また、法の趣旨、介護保険法の趣旨をかんがみした場合に、個人の責任において頑張っていた部分との仕分け、こういった部分についてもその見直しの中で議論されていくんだらうというふうな見通しを持っています。以上です。

議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（右谷康一君） 議員ご指摘の拘束がありますというようなケースは、多分老人福祉施設等々ではなくて、ショートかなんかご利用なさっている方にはよくあるケースかと考えられます。拘束は、原則的には命にかかわる、もしくはそれ以外の手段がない、もしくは緊急避難的、一時的なものであると、少なくともこの3点がクリアしなければできません。多分退所を願うというのは、なかなか施設では対処し切れないのでどうですかというお話だったのではないで

しょうか。いずれ施設としてはその辺がなかなか痛しかゆしのところをごさいますて、見守るとなれば手間もかかります。かといって施設であれば退所していただくということもできないので、その辺はなかなかケース・バイ・ケースで難しい問題かなと思います。

それから、施設において経済的になかなか大変だというお話がございました。先般の介護保険改定で、3%上がりました。施設の恩恵はその施設でさまざまなわけがございますけれども、なかなかすべての要件において3%上がるというわけにはいかないわけで、その辺は多分50人前後の特養さんが一番厳しいと聞いています。その拘束につきましても、それから今のようなその介護保険制度のあり方につきましても、検討しながら、見守りながら進めてまいりたいと思います。以上です。

議長（伊藤福章君） 8番、深澤 均君。

8番（深澤 均君） それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

施設型農業の振興策についてでございます。

今年度から県の“今こそチャレンジ”農業夢プラン応援事業が2年の期間で新たにスタートしたところでありますけれども、町も県の要綱に基づいて助成を行っており、初期投資の大きい施設利用型農業に取り組む農業者にとっては力強い味方であります。補助残については国・JA等のリース事業を利用し、五、六年で実質償還している現状であります。

今のパイプハウス等は15年以上の耐用年数があり、希望者自身が年齢及び体力、そして初期投資などを考えたとき、多くの方がちゅうちょし断念している現実があります。

また、今の雇用不安の中、これを機会に農業へ挑戦しようという方も同様の状況でありまして、実際使わなくなったパイプハウスなど土地ごと貸してくれる方がいないものかと相談をかけられることもありました。

そこで、これらの課題に向かい農業の振興の一つとして、町民だれもがチャレンジできるハウス団地など、議長の許しを得て資料を添付させてもらいましたけれども、集約しますと、町がパイプハウスなどを取得し、町がリースするような事業が美郷町でもできないものか伺います。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

施設型農業については、農業経営の複合化の定着拡大のために、これまでも県の農業夢プラン応援事業とともに町のかさ上げ支援や町単独事業による意欲のある担い手に対して支援を実施し

てきていることは、議員もご理解のとおりです。

そのため、昨年度の実績では9棟、本年度の見込みでは22棟のパイプハウスが導入される予定で、園芸施設は着実に増加してきているところです。

また、町内でのパイプハウスの貸与については、農業協同組合の営農センターで相談活動を行っており、ここ3カ年で4件ほどの実績と伺っておりますが、貸与よりも譲渡希望が強いことなどから、なかなか貸与も進んでいない状況のようです。

ご紹介いただきましたみやこ町の町営リースハウス事業の取り組みについては、農家が固定資産を持たなくてもよく、短期間の利用や試作的な生産への利用など一定の効果はあるものと思います。しかしながら、施設を活用する者は同一者に固定しており、結果として長期的な活用がなされていることから、多様な者が気軽に活用している状況にはないと伺っております。町としましては、初期投資を軽減する支援策については既の実施しているところですし、こうした事例の実態をかんがみますと、求めたい施設型農業の定着拡大の観点では、一義的には、やはり農家みずからが一部を負担することを基本として、その負担を生産活動ではね返していく意欲、意気込みで取り組んでいただきたいと考えておりますので、ご提案の町営のハウスリース事業は考えておりません。

いずれ、今後も施設園芸の新規参入や規模拡大を希望する方々につきましては、県事業の“今こそチャレンジ”農業夢プラン応援事業や就農支援施設導入事業の活用と町のかさ上げ支援を講ずるほか、町単独事業の美郷やさい販売応援事業や美郷やさい生産拡大応援事業などで、初期投資に対して軽減策を講じてまいります。

なお、パイプハウスなどの空き施設の提供については、今後も農業団体が主体となって取り組みを継続することを町としても要望してまいりたいと思います。以上です。

議長（伊藤福章君） 8番、深澤 均君。

8番（深澤 均君） 今、食料の自給率向上が盛んに叫ばれている昨今ですけれども、私は、食料だけが自給率向上ではないと思っております。例えば雇用機会をもっともっと地元の力でふやしていく、就業機会をどんどん向上させていくと、そういう面では地元だけでできるという観点からすれば、お隣の平鹿町の十五野団地にあるように施設型農業、年間を通して就業できる施設型農業が一番実現性が高いのではないかなと思っております。そういう意味で、今すぐにこれを実現する、あしたに実現するということは到底不可能でございますので、美郷町の農業基本構想などにその意味合いを盛り込んで、機会をうかがいながら取り組んでみてはどうか、検討し

てみてはどうかと思いますけれども、その辺のお考えを伺います。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、初期投資という観点については、もう既に軽減策を講じております。また、技術の指導という観点についても、町単独でやっております。先ほど事例に出された旧平鹿町の十五野団地はもう10数年前から取り組んでいる団地で、私の記憶に間違いがなければ農業協同組合が主体となって整備した団地と認識しております。農業生産の根幹に係る部分については、農業生産団体が主体的に担うというのが基本であるだろうと思いますし、それに対し行政が支援を講ずる、あるいは望ましい農業構造にもっていくためにその方針を示すというふうなことが行政の責務であろうと認識しております。

したがいまして、現在のご提案いただきましたリース事業については、先ほど答弁いたしましたとおり現段階のところでは考えておりません。ただ、構想について十分に検討してもらいたい旨のご要望については、ご要望として承りたいと思います。以上です。

議長（伊藤福章君） 8番、深澤 均君。

8番（深澤 均君） 最後の三つ目の体験学習についてお伺いをいたします。

宿泊農業体験として仙台近郊の中学生たちを受け入れて六、七年になるでしょうか。見ず知らずの家に来て、宿泊には不向きな環境と、むしろ不具合だらけの中で、それぞれが自分の意思をあらわし、不足なものがあれば願い、そして感謝する。私たち家族とも、どの子ども絶妙にコミュニケーションをとって過ごしていきます。昨年までは1泊でしたが、ことしからは2泊ということで、それらをさらに強く家族皆感じているところですし、グリーンツーリズムを超えた内面的にも非常にいい経験を彼らはしていると感じているところであります。できれば、美郷町の中学生たちにもこういう体験、経験をさせるべきと思いますが、教育長のお考えを伺いたしたいと思います。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

教育長（後松順之助君） ご質問にお答えいたします。

学校教育における体験学習そのものは、その目的によって多種多岐にわたりますし、当町でも広い意味での交流を主体とした体験学習にはこれまで積極的に取り組んできたところであります。議員のご質問が農業体験ということですので、農業体験に絞ってお答えさせていただきます。

す。

議員がかかわっておられる事業とは別になりますが、大消費地に住む都会の子供たちに、農業体験をしてもらい、農家に民泊することによって生活の基本となる食料生産に対する理解を深めてもらうとともに、日常の生活では会話する機会がほとんどない農家の方々から、作物生産にかかわることの意味と大変さ、喜びなどを学び、その後の成長の一助となることを目指して、仙北市に本拠地を置く団体がその演劇鑑賞や踊りの練習といった活動をセットで農作業体験型修学旅行として企画しておりますが、町でもその趣旨に賛同して、農政課を窓口で農家のご協力をいただいているところであります。

美郷町の中学生にもかかる農業体験が必要ではないかのご指摘ですが、議員が受け入れておられる農業体験が当該生徒に与えるメリットは大きいものがあるかと思われま。一方、目を町内農業に転じますと、高規格化圃場の出現により、私ども大人でさえ我が家の田んぼ、失礼であります。先ほどの武藤議員のご質問のお言葉をおかしますと「私の土地」ということになりま。我が家の田んぼという認識が薄れつつある中、ましてや小中学生でさえ我が家の田んぼの正確な位置すら知らない子供が出てくるのが予想されます。日に日に変わる農業情勢であればこそ、農業の基本を肌身で感じさせることも意義あることと認識しております。

加えて、たとえ数日であっても自宅を離れ、いわゆる他人様の飯をいただく経験は、3世代家族の減少、核家族化、親子の断絶化が危惧されている現在だからこそ、自宅を離れてみることで我が家の居心地のよさや家族の存在を再認識するよい機会と認識しております。

昨年度から国の施策でありますこども農山漁村交流プロジェクトを初め、国や県の動向を見きわめ、関係部局と十分な連携を図りながら、国や県の意向を受けて積極的に体験活動を推進してまいりますとともに、あわせて各家庭でも積極的に我が家の仕事体験をさせることをさまざまな機会に推奨してまいりたいと存じます。以上であります。

議長（伊藤福章君） 8番、深澤 均君。

8番（深澤 均君） ありがとうございます。美郷町の子供たちは日本一学力がいいわけでありま。それにこういった内面的なものを加えれば鬼に金棒というような期待をしているところでありま。今後ともよろしくどうかお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤福章君） これにて、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分）

(午後 1時00分)

議長(伊藤福章君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

熊谷良夫君

議長(伊藤福章君) 次に、12番、熊谷良夫君の一般質問を許可いたします。熊谷良夫君、登壇願います。

(12番 熊谷良夫君 登壇)

12番(熊谷良夫君) 一般質問を行います。

美郷町の公共施設の再編計画については、町民に対する説明会などをいろいろ行ってきておりました。町民の皆様からは、寝耳に水との感じで、いろいろな意見や不満や、またあきらめの声が上がってきております。これには再編計画実施後の姿がよく見えてこない不安があるのではないかと思います。中学校が遠くなる、公民館が遠くなる、役場が遠くなる、その不安から来る不満、隣にあったものがなくなる、距離的に遠くなる、その不安を取り除く一つの方法として、道路網の整備や交通弱者の足の確保の計画を同時進行する必要があるのではないのでしょうか。学校統合計画の計画でいち早くスクールバスの導入を決めたのも、一つの不安を取り除く方法としてとった措置ではないかと思います。

道路整備の一例として、以前の一般質問でも出ましたが、角館六郷線の塚と鍵田の間の歩道がまだ設置されておられません。危険地帯として長年にわたり歩道設置を要望してきた経緯がありますが、美郷町となってからは、ますます交通量がふえ、朝夕のラッシュ時には学校に通う高校生がいつも危険な目に遭っている状態です。早急な改良が必要と思われませんが、計画はどのように進んでいるのかお伺いいたします。

そのほかにも、千畑・仙南を結ぶ南北に通じる道路の整備計画や大仙市との接合部分も改良しなければいけない箇所がたくさんあります。どのような整備計画をお持ちかお伺いいたします。

施設が遠くなることにより、今まで歩いて行けたところが何らかの交通手段を使わなければ行けない状態になります。特に学生、児童、高齢者にとっては大変な負担になってきています。いろいろな団体が合併して一つになった今、総会や集会のたびに足の確保が問題になっております。乗り合いタクシーを利用するのも一つの手段ではありますが、千畑から仙南に直通で行けない現在

のシステムでは利用しにくいのが現状です。乗り合いタクシーの利便性を上げることにも取り組んでいかなければならないと思っております。また、定期的な交通手段として、千畑の公民館あるいは役場に集合すれば仙南の公民館に行けるような各公共施設間のシャトルバスのような運行はできないものか、町長の見解をお伺いいたします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

町長（松田知己君） それでは、ご質問にお答えいたします。

議員ご理解のとおり、公共施設の再編については、平成20年5月広報で基本的な方針を、平成21年4月広報では具体的な再編計画案をご提示したところで、段階的なまとめ方と周知に努めてきております。また、その後は、住民説明会や施設利用団体説明会、パブリックコメントやご意見はがきなどにより広くご意見を求め、それらを参酌した上で成案化してきておりますが、将来の姿がよく見えてこないなどのご指摘については、真摯に受けとめ、今後の周知の内容や仕方について留意してまいりたいと存じます。

さて、議員ご質問の不安解消策としての道路網の整備や交通弱者の足の確保についてですが、道路網の整備については、総合計画にあるとおり、幹線道路やそのアクセス道路の整備、特に集落間や施設間、近隣市町村等とのアクセス道路について計画的に進めているところです。

主要地方道角館六郷線については、現在小荒川地区の鞠子川橋の修繕及び歩道橋の設置工事を行っておりますが、これは21年度中に完了する予定とのことです。

また、畑屋地区の歩道設置については、このたび県より6月中旬に第1回目の住民説明会を開催する連絡があったところで、今後は、住民同意を得た後、路線測量、設計を行い、その詳細計画に基づき再度説明会を開催、今年度は用地測量までを行う計画と伺っております。来年度については、用地買収、建物調査を実施し、事業実施の環境が整い次第、工事に着手し、現時点では平成25年度を目途に完了する予定であるとのことです。長年要望してまいりましたこの件につきまして、いよいよ具体的に動き出しますが、早期完成と円滑な事業推進のためには関係各位のご理解とご協力が不可欠です。どうかよろしくお願いたします。町としても引き続き各般の協力に努めてまいりたいと考えております。

次に、南北に通ずる道路についてですが、町中央部では、主要地方道角館六郷線に町道赤城・扇田線、都野・東君堂線が接続し、町の背骨の道路として機能しているほか、東部では、みずほの里ロードが南北を結ぶ道路として機能しているところです。西部を南北に連絡する道路につい

ては、既設道路の状況や財源などを十分に調査しながら、今後の整備について検討してまいりたいと考えております。

次に、大仙市と接続する路線についてですが、安楽寺・小婦気線については、美郷町部分は既に完了しており、残りは大仙市分となっております。大仙市によりますと、平成21年度に拡幅改良済み部分の舗装、平成20年度で国道13号線の交差点改良工事を実施し、完了予定と伺っております。また、羽貫谷地線については、基盤整備事業にあわせて拡幅改良計画を予定していますが、今後大仙市分について協議・調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、交通弱者の足の確保についてですが、議員ご指摘のとおり既に乗り合いタクシーにより地域間や公共施設への足を確保しているところです。この乗り合いタクシーは、平成20年2月に策定した地域公共交通総合連携計画の基本方針の第1に記述しているとおり、公共施設の再編による生涯学習や町行事への参加減少の懸念に対して町民が参加できる交通手段確保の目的で実施してきたもので、今回の再編等も視野に入れて実施してきたことにご理解をいただきたいと存じます。その運行については、今後も利用者へのアンケート調査などでニーズを的確に把握するとともに、増便やダイヤの改正、乗継割引等による利便性の向上が図られるよう、交通事業者や秋田県運輸局等で構成する町公共交通活性化再生協議会で協議・検討してまいりたいと存じます。なお、乗り継ぎ不要の定期便や定期的なシャトルバスの運行については、現在のシステムを構築する際の町公共交通活性化再生協議会における選択肢の一つでしたが、実現は難しいという検討結果が示されておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。以上です。

議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。

12番（熊谷良夫君） ありません。一言。

あきらめではなく、納得していただいて、それが希望にかわるようなきめ細かな施策をお願いして、私の一般質問を終わります。

議長（伊藤福章君） これで12番、熊谷良夫君の一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（伊藤福章君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

11日、午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後1時07分)